

訪問系サービス (平成25年4月より、対象者に難病患者等も含む)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (身体障害、知的障害、精神障害) ・障害支援区分1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者 (重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者) ・障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の視覚障害) ・同行援護アセスメント票の基準を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の知的障害、精神障害) ・以下のいずれにも該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (最重度の身体障害、知的障害、精神障害) ・障害支援区分6であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態である者のうち、Ⅰ又はⅡ類型に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ類型 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(ALS、筋ジス等) Ⅱ類型 最重度の知的障害のある者(重症心身障害等) ・Ⅲ類型 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言 ・その他生活全般にわたる援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・その他生活全般にわたる援助 ○ 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ・移動中の介護 ○ 入院中における <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援等 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供
					
	居宅介護の詳細ページ	重度訪問介護の詳細ページ	同行援護の詳細ページ	行動援護の詳細ページ	重度障害者等包括支援の詳細ページ

居 宅 介 護

サービスの概要

ヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の家事援助などを行うサービスです。

対象者

■ 障害者・障害児（身体障害・知的障害、精神障害）

○ 障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である方

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）であること

(1) 障害支援区分が区分2以上に該当していること

(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

- ・「歩行」 「全面的な支援が必要」
- ・「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

支給決定

障害福祉サービスの利用にあたっては、支給決定を行う市町村において、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定が行われます。

※「指定訪問介護事業所の運営事業の取扱いについて」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護に適用又は準用されるものではなく、支給決定を行う市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断するものです。

支援の範囲

■ 居宅における

- ・入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・調理、洗濯及び清掃等の家事
- ・生活等に関する相談及び助言
- ・その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。



主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・介護福祉士、実務者研修修了者 等
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

重 度 訪 問 介 護

サービスの概要

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする利用者に対して、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の家事援助、外出時における移動中の介護などを総合的に行うサービスです。

対象者

- 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者）
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する方
 - ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

支援の範囲

- 居宅等における
 - ・入浴、排せつ及び食事等の介護
 - ・調理、洗濯及び掃除等の家事
 - ・その他生活全般にわたる援助
 - ・外出時における移動中の介護
 - ・入院中の病院等における意思疎通支援 等



※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・重度訪問介護従業者養成研修修了者 等

支給の要否の決定

障害福祉サービスの利用にあたっては、支給決定を行う市町村において、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定が行われます。

※「指定訪問介護事業所の運営事業の取扱いについて」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護に適用又は準用されるものではなく、支給決定を行う市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断するものです。

同 行 援 護

サービスの概要

視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者に対して、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事等の介護などを行うサービスです。

対象者

■ 障害者・障害児（重度の視覚障害）

○ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方

- ・ 同行援護アセスメント票の調査項目（視力障害、視野障害、夜盲、移動障害）において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

支援の範囲

■ 外出時における

- ・ 移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）
- ・ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出時に必要な援助



主な人員配置

■ サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・ 介護福祉士、実務者研修修了者等 + 同行援護従業者養成研修（一般+応用課程）
- ・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者 + 実務経験3年以上 + 同行援護従業者養成研修（一般+応用課程）
- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）+ 視覚障害者の介護等の業務3年以上 + 同行援護従業者養成研修（応用課程） ※令和7年4月～
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

■ ヘルパー：常勤換算2.5人以上

- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 等

支給の要否の決定

障害福祉サービスの利用にあたっては、支給決定を行う市町村において、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定が行われます。

行 動 援 護

サービスの概要

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を有する利用者に対して、ヘルパーが利用者の行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護などを行うサービスです。

対 象 者

- 障害者・障害児（重度の身体障害・知的障害、精神障害）
- 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

支援の範囲

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- 予防的対応
 - ・ 行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- 制御的対応
 - ・ 行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- 身体介護的対応
 - ・ 便意の認識ができない者の介助等

主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害等）
 - ※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害者等）
 - ※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）



支給の要否の決定

障害福祉サービスの利用にあたっては、支給決定を行う市町村において、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定が行われます。

重度障害者等包括支援

サービスの概要

常時介護を必要とする利用者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。



対象者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・ALS ・脊椎損傷 ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

支援の範囲

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を組み合わせ、包括的に提供

主な人員配置

サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）

- ・ 相談支援専門員の資格を有する者
- ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

支給の要否の決定

障害福祉サービスの利用にあたっては、支給決定を行う市町村において、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定が行われます。